

令和2年9月

定例教育委員会会議

会議録

令和2年9月1日開催

会 議 録

開催日時	令和2年9月1日（火）	午後2時 午後3時 9分	開会 閉会														
場 所	旭川市教育委員会 会議室																
出席者	教育長 及び委員	教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 山崎 與吉															
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 山川 俊巳</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 高田 敏和</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 林上 敦裕</td> <td>社会教育部次長 酒井 睦元</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 岩崎 昌美</td> <td>文化振興課長 高桑 和寿</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 佐藤 潤一</td> <td>文化ホール担当課長 山本 厚</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 佐藤 文泰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹 末木 良典</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課主幹 辻並 浩樹</td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長 山川 俊巳	社会教育部長 高田 敏和	学校教育部次長 林上 敦裕	社会教育部次長 酒井 睦元	学校教育部次長 岩崎 昌美	文化振興課長 高桑 和寿	学校教育部次長 佐藤 潤一	文化ホール担当課長 山本 厚	教職員担当課長 佐藤 文泰		教育政策課主幹 末木 良典		教育指導課主幹 辻並 浩樹	
		学校教育部長 山川 俊巳	社会教育部長 高田 敏和														
学校教育部次長 林上 敦裕	社会教育部次長 酒井 睦元																
学校教育部次長 岩崎 昌美	文化振興課長 高桑 和寿																
学校教育部次長 佐藤 潤一	文化ホール担当課長 山本 厚																
教職員担当課長 佐藤 文泰																	
教育政策課主幹 末木 良典																	
教育指導課主幹 辻並 浩樹																	
事務局員	教育政策課 上江 昌弘 同 宮嶋 健吏																
傍聴者	0人																
公開・非公開の別	一部非公開																
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和2年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について ・議案第2号 令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表について ・議案第3号 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について ・議案第4号 第2期旭川市学校教育基本計画の一部修正について ・議案第5号 旭川市立小中学校働き方改革推進プランの改定について ・議案第6号 令和2年度旭川市文化賞受賞者について ・報告第1号 旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旭川市立学校職員の懲戒処分について 6 その他 7 閉会 																

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和2年9月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和2年5月第1回臨時教育委員会会議（令和2年5月6日開催）及び令和2年5月定例教育委員会会議（令和2年5月22日開催）については既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、令和2年5月第1回臨時教育委員会会議及び令和2年5月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和2年5月第1回臨時教育委員会会議及び令和2年5月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>なお、令和2年6月定例教育委員会会議（令和2年6月29日開催）、令和2年7月定例教育委員会会議（令和2年7月27日開催）、令和2年8月第1回臨時教育委員会会議（令和2年8月4日開催）、令和2年8月定例教育委員会会議（令和2年8月11日開催）及び令和2年8月第2回臨時教育委員会会議（令和2年8月21日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということよろしいですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和2年6月定例教育委員会会議、令和2年7月定例教育委員会会議、令和2年8月第1回臨時教育委員会会議、令和2年8月定例教育委員会会議及び令和2年8月第2回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「令和2年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、議案第2号「令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書採択理由の公表について」、議案第3号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第6号「令和2年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第</p>

各
教
育
委
員
長

7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。
異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「令和2年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、議案第2号「令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書採択理由の公表について」、議案第3号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第6号「令和2年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

それでは、議案第4号「第2期旭川市学校教育基本計画の一部修正について」、説明願います。

末木教育政策課主幹

本計画におきましては、平成31年3月定例教育委員会会議で決定していただいたところですが、この後に御審議いただく、令和2年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書をまとめる段階で、計画の指標について一部整理が必要となりましたので、本日御審議いただきますようお願いいたします。

修正した点について御説明します。修正は、指標5、指標13及び指標25の3つの指標についてです。

まず、指標5につきましては、「児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合」としており、当初は、平成39年度の数値を90%以上としたところですが、その後、国のGIGAスクール構想に伴い、児童生徒に一人一台の端末を整備することとしたため、全ての教員がICT活用を指導できるよう取組を進める必要があることから、平成39年度の数値を100%に修正しようとするものです。

次に、指標13につきましては、当初は、「旭川の人材や施設等を効果的に活用するなど、特色ある教育活動に取り組んでいる学校の割合」としておりましたが、本指標の数値は、児童生徒アンケートにより把握したものでございました。他の指標で、「学校の割合」としているものは、学校としての取組を把握した数値であるため、本指標が児童生徒のアンケートにより把握したことが分かるよう、「授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会のある児童生徒の割合」と修正しようとするものでございます。

最後に、指標25につきましては、当初は、「1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員の割合」としておりましたが、本年3月に、国の指針に基づき、教育職員の勤務時間の上限などについて、旭川市立学校管理規則に規定を追加したことを踏まえまして、指標を「1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合」に修正しようとするものでございます。また、平成30年度の数値についても、新たな指標に基づく数値に修正しようとするものでございます。

教
育
長
本
田
委
員

議案第4号「第2期旭川市学校教育基本計画の一部修正について」、御意見、御質問等はありませんか。

指標25で示しているとおおり、その指標の内容が変われば、数値も当然変わるものと思うのですが、指標13について、学校の割合と児童生徒の割合が同じ数値になることはあるのでしょうか。平成30年度の調査で、修正前である学校の割合が小学校で71.9%、中学校で68.5%というように示していて、修正後である児童生徒の割合も同じ数値になることに違和感があったので調べたのですが、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書によると、指標13と同じものがあって、令和元年度の実績値

末木教育政策課主幹	<p>である児童生徒の割合が記載されていました。そこには、それぞれ小学校で82.4%、中学校で66.8%と表記されているので、もしこれを学校の割合から児童生徒の割合に変更するのであれば、当然この数値も変わるべき内容であると思いますし、点検・評価報告書と同じものを使うべきだと思います。学校の割合で示したものが、児童生徒の割合ということになると、数字の取扱いについて混乱が生じるおそれがありますので、整理が必要ではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。</p>
本 田 委 員	<p>指標13につきましては、学校の割合としていたものですが、学校の割合としながらも、児童生徒アンケートの結果の数値を使っていたものです。そのため、このままだと誤解を生じるおそれがありますことから、提案のように、学校の割合を児童生徒の割合に変更したいということでありました。点検・評価報告書の実績については、令和元年度の数値となっております。学校教育基本計画では、平成30年度の数値を使っていることからそのような数値の違いが生じたということでもあります。</p>
末木教育政策課主幹	<p>それでは、数字を変えずに生かすのであれば、別に説明が必要になると思うのですが、いかがでしょうか。</p>
教 育 長	<p>ただ今いただいた御意見を参考にしながら、点検・評価報告書の示し方等について、改めて検討させていただきます。</p>
各 委 員	<p>本田委員から御意見があったとおりに思います。学校の割合から児童生徒の割合に表記が変われば、単純に数字も変わるはずなのに、それが同数ということは、きちんとした説明がないと理解が得にくいと思います。元々の学校の割合という表現が適切でなかったと思いますので、工夫して、誤解が生じないように整理をしていただければと思います。</p>
教 育 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第4号「第2期旭川市学校教育基本計画の一部修正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第4号「第2期旭川市学校教育基本計画の一部修正について」は、原案どおり決定します。なお、再度、修正を加えた確定版を後日各委員に配付させていただきます。</p>
教職員担当課長	<p>次に、議案第5号「旭川市立小中学校働き方改革推進プランの改定について」、説明願います。</p>
教 育 長	<p>本プランについては、学校における働き方改革を進めるための計画として、平成31年1月に策定し、これに基づき、教職員の働き方改革を推進するための様々な取組を進めてきているところです。</p>
教 育 長	<p>この度、教育職員の勤務時間に関する法改正などがあったことから、その状況を踏まえ、プランの一部を見直すものでございます。</p>
教 育 長	<p>今回の改定は、プランの位置付けと達成目標の見直しが主な内容となっておりますが、その具体的な内容につきましては、別冊の改定案に沿って説明いたします。</p>
教 育 長	<p>まず、改定の背景ですが、平成31年1月、文部科学省では教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定しておりますが、令和元年12月の法改正を受け、このガイドラインは、法的根拠のある指針に格上げされ、より重みを増したところです。</p>
教 育 長	<p>この指針では、各教育委員会において、教育職員の勤務時間の上限に関する方針を定めることを求めており、本市においても、これを踏まえ、本年3月、学校管理規則を改正し、勤務時間の上限に関する方針を定めたとところです。このように、国では、教育職員の長時間勤務の改善に向け、都道府県や市町村に取組を進めるよう求めてきているところです。</p>
教 育 長	<p>次に、本市の勤務時間の上限方針については、学校管理規則で定めたとところです。その中で、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の</p>

健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、別に定めることとしており、プランをこれに位置付けることとするものです。

プランでは、当初、達成目標について、厚生労働省が示す過労死ラインを意識し、「1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員をゼロにする。」ことを目標に掲げておりましたが、先ほど申し上げた文部科学省の指針では、教育職員の勤務時間の上限について、時間外在校等時間、いわゆる超勤時間について、1か月で45時間以内、年間で360時間以内にするのが求められております。これを受け、本市の上限方針もこの内容に合わせて規定したところであり、今回、プランの達成目標についても、これらの内容に合わせて、「在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間、いわゆる時間外在校等時間を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする」ことに改めるものです。

また、4つの達成指標につきましても、当初、北海道のアクション・プランに準じた内容としていたところですが、今回、達成目標を見直すに当たり、指標についても、再検討した結果、プランに定める4つの戦略に対応する内容に改めることといたしました。

次に、達成目標の考え方を記載しておりますが、勤務時間の考え方としては、文部科学省が示す「在校等時間」を基本とすることとします。また、達成目標として、時間外在校等時間の上限時間を設定したところですが、これは、その上限時間まで勤務することを奨励するという趣旨ではないことを明記しております。

また、4つの戦略に基づく45の具体的な取組については、基本的に取組内容の見直しは行いませんが、現状に合わせて、一部表現を改めております。

なお、プランには、様々な資料的な記述がありますが、今回の改定に当たっては、これらの資料的な記述の部分については、見直しを行っておりません。

以上が、改定の主な内容ですが、学校における働き方改革を進めるため、今回新たに定めた目標の達成に向けて、引き続きプランに基づく取組を着実に進めてまいります。

教 育 長
各 委 員
教 育 長
各 委 員
教 育 長

議案第5号「旭川市立小中学校働き方改革推進プランの改定について」、御意見、御質問等がありますか。
ありません。
それでは、議案第5号「旭川市立小中学校働き方改革推進プランの改定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
異議ありません。
「異議なし。」と認め、議案第5号「旭川市立小中学校働き方改革推進プランの改定について」は、原案どおり決定します。

《 そ の 他 》

教 育 長
各 委 員
事 務 局

他に、何かありますか。
ありません。
ありません。

《 秘 密 会 》

教 育 長

ここからは、秘密会といたします。
ここで皆さんにお諮りいたします。
議案第3号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第6号「令和2年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育

各 委 員
教 育 長

委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第6号「令和2年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、会議録には概要を記載することといたします。

議案第1号「令和2年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、説明願います。

末木教育政策課主幹

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年行うこととされており、本年4月の定例教育委員会会議において、実施方法について御決定いただいた後、学校教育部と社会教育部が、それぞれの作業を進めてまいりました。このたび、別冊のとおり作成いたしましたので、評価手法、評価結果及び学識経験者の意見と教育委員会の考え方を説明します。

なお、本報告書は、本年4月の定例教育委員会会議において、8月の定例教育委員会会議の議題とすることをお示ししておりましたが、今回は、第2期学校教育基本計画についての初めての点検・評価であったため、評価の在り方やレイアウト等について検討を図るなどの作業により、本教育委員会会議での提案となっております。

まず、第2期旭川市学校教育基本計画に基づく、点検・評価についてです。

第2期旭川市学校教育基本計画における基本施策は、26の指標を設定しており、毎年度、成果を客観的に検証し、課題等を明らかにして、翌年度以降の施策や事業などに反映させることとしております。

そのため、本報告書では、次年度までの目標値を示すこととし、各指標の年度の実績値が目標値を大きく上回った場合には、その後の年度の目標値を見直しております。また、本計画の見直しを行う令和5年度までに最終年度の目標値を達成し、維持する必要があると捉えている指標については、令和5年度の目標値も示しております。

基本施策の26の指標については、令和元年度の目標値に達したものを「達成」、達していないものを「未達成」として達成状況を示し、さらに、「未達成」の指標については、平成30年度の実績値との比較を示しております。

また、各基本施策の「取組の状況」については、進捗状況などを記述し、「今後の課題と改善に向けた方向性」では、指標や取組の状況を踏まえ、今後の方向性等をできるだけ具体的に記述しております。

学校教育部の評価結果につきましては、指標の達成状況は、「達成」が23、「未達成」が21となっており、「未達成」のうち、平成30年度の実績値より向上したものが7、低下したものが14となっております。

次に、社会教育基本計画に基づく点検・評価です。

評価手法につきましては、社会教育基本計画の2つの「基本理念」を達成するために5つの「基本目標」を掲げ、「基本目標」ごとに、目指すべき状況である「成果目標」を設定しており、この「成果目標」の状況を数

値で客観的に把握するために、「成果指標」を設定しております。

なお、点検評価の構成及び記載方法については、概ね、学校教育部と同様となっております。

41の「成果指標」の達成状況は、「達成」が18、「未達成」が23となっており、「未達成」のうち平成30年度の実績値より向上したものが1、低下したものが22となっております。

次に、「学識経験者の意見」でございます。市内大学のお二人に依頼し、本報告書への意見をいただき掲載するとともに、意見に対する教育委員会への考え方を併せて掲載しております。

学校教育に関しては、「基本施策1に関わり、オンラインサービスを利用した学習支援システムの導入・活用は、今後かなり必要性を帯びてくると思われるので、より良い支援システムの構築と研修の充実を考えてほしい。」「基本施策2に関わり、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応等は労力もかなり大変かと思うが、是非子どもたちの命を守るためにも行っていただきたい。」などの意見のほか、「基本施策3に関わり、特別支援学級・通級指導教室の開設や特別支援教育補助指導員について、きめ細かな配慮や支援がなされており、今後もさらに充実した支援・サポートをしていただきたい。」「基本施策4に関わり、今年度は、新型コロナウイルスの関係で休校となり、授業形態も変化し、様々な視点から情報管理の必要性を感じるようになったが、今後もより徹底していただきたい。」などの意見がありました。

社会教育に関しては、「基本目標1に関わり、環境問題や情報化などの社会的なニーズに対応した学習を推進するに当たり、今後、新しいテーマの設定や企画の立案など、市民がより関心を寄せるような事業展開を期待する。」との意見、「基本目標2に関わり、市民の学習ニーズに応じた学習環境の整備に当たり、繰り返すであろう新型コロナウイルスの流行をしつかり視野に入れた新たな環境整備が必須になる。」といった指摘、また、「基本目標4に関わり、旭川市の特徴や歴史的背景、地域性を踏まえた文化芸術活動についての模索や提案を報告書の中に盛り込めないか。」、そして、「基本目標5に関わり、今年は白老町にウポポイが誕生したエポックメイキングな年であり、旭川市でもアイヌ文化の大切さを再認識し、その保存と継承を確かなものにするためのキャンペーン等の企画を考えてみてはどうか。」などの意見がありました。

今後、評価結果や学識経験者の意見を踏まえ、教育行政の改善に向け検討してまいりたいと考えております。

本日の会議で御審議いただきまして、決定した報告書につきましては、今月開催されます市議会の経済文教常任委員会に提出し、報告するとともに、ホームページに掲載するなど、広く市民へ公表してまいります。

教 育 長
本 田 委 員

議案第1号「令和2年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、御意見、御質問等がありますか。

指標1について、このグラフを見たときに、普通右上がりになると達成していくのですが、ここでは、全国平均よりも低いことが達成になるので、右下がりになることに違和感がありました。このプラスとマイナスを逆にすることはできませんか。右上がりになれば、達成に向かっていることが分かるのですが、中学校の数学を見ると、達成していないものの改善しているというものが右下がりになっています。グラフの表示について、検討してもらえたらと思います。

末木教育政策課主幹
学校教育部長

委員の御意見のとおり、修正したいと思います。

指標19も同じようなグラフになっておりまして、併せて修正したいと思います。

教 育 長
各 委 員

他に御意見、御質問等がありますか。
ありません。

教 育 長	<p>それでは、議案第1号「令和2年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」は、事務局から説明がありました修正案のとおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和2年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」は、修正案のとおり決定します。</p>
岩崎学校教育部次長	<p>次に、議案第2号「令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書」の採択理由の公表について、説明願います。</p> <p>令和2年8月定例教育委員会会議及び令和2年8月第2回臨時教育委員会会議では、令和3年度から使用する中学校用教科用図書を採択いただいたところですが、</p> <p>令和2年5月定例教育委員会会議において、採択結果及び採択理由等については、採択終了後に市のホームページで公表することが決定されていたため、8月25日に採択結果を公表しております。</p> <p>次に、採択理由を公表するに当たり、旭川市教科書調査委員会からの答申及び調査研究結果の報告並びに教育委員会会議での審議経過を踏まえ、採択理由を整理いたしました。</p>
教 育 長	<p>これまでの審議における委員の皆さんの御意見を踏まえて、最終的にこのような採択理由としてまとめさせていただきました。昨年御審議いただいた小学校の採択理由と同程度の内容で整理させていただいております。</p> <p>議案第2号「令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
本 田 委 員	<p>これについては、昨年の小学校の教科書採択のときからとりわけ本市の児童生徒の実態を含めて記載することとしていますので、本道の他の市町村と比べたら、採択理由については具体的かつ子どもの状況に応じた記載がされていると思います。今後においても、分かりやすい説明に努めていただきたいと思います。</p>
教 育 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>それでは、議案第2号「令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第2号「令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表について」は、原案どおり決定します。</p>
	<p><議案第3号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」> 令和2年9月1日から令和3年6月30日までを任期とする旭川市民文化会館運営審議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
	<p><議案第6号「令和2年度旭川市文化賞受賞者について」> 令和2年度旭川市文化賞受賞者を決定することについて説明があり、原案どおりこれを決定した。</p>
	<p><報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」> 令和2年7月13日付けで北海道教育委員会に対し内申した旭川市立学校職員の処分内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
	<p><報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）につ</p>

いて」>

令和2年9月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和2年7月28日から同年8月18日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和2年7月22日から同年8月11日付けまでの北海道教育委員会に対し内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」>

令和2年7月13日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同年8月26日付けで決定した処分内容の報告を受けた。

《 そ の 他 》

教 育 長
酒井社会教育部次長

他に、何かありますか。

令和3年旭川市成人を祝うつどいに係る、教育委員の皆様方の当日対応についてですが、先月の教育委員会会議において、来年1月開催の成人を祝うつどいについては、新型コロナ対策により3部構成とするため、拘束時間も長時間となることから、例年とは違う対応を検討し、説明させていただいたところですが、委員の皆様からの御発言等を参考に、再度、部内で検討させていただきまして、皆様方に例年どおりの対応をいただいても新型コロナ対策に関しては影響がないことから、例年どおり舞台上に席を御用意させていただく方向で進めてまいりたいと思います。

3部構成により長時間とはなりますが、近くなりましたら改めて御案内させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

教 育 長

先般、御意見をいただきましたが、社会教育部で整理をしまして、意義のある式典であることから、皆様には御出席いただきたいということで御報告をさせていただきました。大変お忙しいと思いますが、是非御出席いただきますようお願いいたします。

他に、何かありますか。

各 委 員
事 務 局
教 育 長

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和2年9月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》